延岡市中心市街地賑わいづくり開業等支援事業実施要領

１．事業の趣旨

令和３年度の延岡駅西口街区における再開発ビルの完成等を見据え、中心市街地の更なる賑わいの創出、活性化を図るため、空き店舗等において新たに開業等を行う事業者を支援します。

２．支援対象者

支援の対象となる者は、駅まちエリアの空き店舗等（株式会社まちづくり延岡のホームページに掲載しています。）において、新たに店舗又は事務所を開業する中小企業者であって、次に掲げる要件を満たすものとします。

(1) 延岡市税等の滞納が無いこと。

(2) 当該開業等に係る事業計画に関して、別に定める審査会による審査を経たものであること。

(3) 同一の支援の対象となる経費について、延岡市が交付する他の補助金の交付を受けていないこと。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業又は同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者ではないこと。

(5) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第２条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者ではないこと。

３．支援対象経費及び支援額

(1) 支援の対象となる経費

支援金の交付の対象となる経費は、<u>開業までに要した経費</u>のうち、次に掲げる経費とします。

設備工事費・　什器備品費等の設備資金	内装工事費、外装工事費、設備工事費、機械設備費、看板工事費、什器・備品費（他の用途に利用可能なものを除く。）、その他
開業に係る運転資金	広告宣伝費、開業前人件費（アルバイト等臨時的人件費に限る。）、開業前賃料、その他

(2) 支援額

支援金の額は(1)に定める経費の合計額の３分の２以内（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とし、支援金の限度額は300万円とします。

４．支援の申請手続き

(1) 支援申請書及び事業計画書の提出

支援金の交付を受けようとする者は、次表に定める期日までに、延岡市中心市街地新規開業支援申請書（様式第１号）及び事業計画書（様式第２号）を、郵送にて下記宛提出してください。

・提出先：株式会社まちづくり延岡　〒882-0054　延岡市栄町２番地１０

・提出期限：令和２年１０月１５日

(2)審査会における審査及び支援先の選定

支援金を交付する者は、延岡市が設置する審査会において、提出された事業計画の内容及び申請者に対するヒアリング等を実施し､事業計画が中心市街の賑わいの創出、活性化につながるものであるか、及び一定の収益性が見込め事業継続が可能なものであるかなどを審査（別紙「選定基準」参照）したうえで、選定します。

①審査会開催期日・場所

令和２年１０月２２日　１４時～　延岡市中小企業振興センター

②ヒアリングの方法

・申請者による口頭での事業計画書の概要説明（１５分程度）

・審査会委員からの質疑、申請者による応答（１５分程度）

なお、複数の者から支援金の交付申請があった場合で、その支援金の合計額が予算を超えるときは、審査会において、支援先の順位を決定し、又は支援金の配分を行うこととします。

(3)選定の通知

審査会による審査を経て、支援することが決定した申請者に対しては、支援が決定した旨及び支援額その他必要な事項を書面で通知します

５．開業・支援金の交付

(1)事業計画の変更

・開業準備にあたり、既に提出した事業計画の内容に変更がある場合は、速やかに株式会社まちづくり延岡と協議を行い、変更後の事業計画書を提出するなど、株式会社まちづくり延岡の指示に従ってください。

・事業計画の変更の内容が、支援先として決定した内容に影響を与えると判断された場合は、必要に応じて審査会を開催し、事業計画の変更の承認の可否を決定するものとします。

(2)事業報告及び実地調査

・開業後、支援金の交付を受けようとするときは、延岡市中心市街地新規開業等支援金交付申請書（様式第３号）に、次に掲げる書類を添えて、株式会社まちづくり延岡に提出してください。

①対象経費に係る領収書の写し

②開業後の写真

③事業報告書（様式第４号）

④その他株式会社まちづくり延岡が指示する書類

・支援金の交付の申請があったときは、市及び株式会社まちづくり延岡による実地調査を行います。

(3)支援金の請求・支払い

・事業報告の確認、実地調査が完了し、支援金の交付を決定したときは、延岡市中心市街地新規開業等支援金交付決定通知書（様式第５号）により通知します。

・支援金交付の決定を受けたときは、その日から２０日以内に延岡市中心市街地新規開業等支援金請求書（様式第６号）を株式会社まちづくり延岡に提出してください。

・請求書が届いた日から、２０日以内に支援金を支払います。

６．支援金交付決定の取消し等

・次のいずれかに該当するときは、延岡市中心市街地新規開業等支援金交付決定取消通知書（様式第７号）により、支援金の交付の決定を取り消します。

①偽りその他不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。

②支援金の交付を受ける者としての信用を失する行為を行ったとき。

③支援金の受給時において、支援要件を満たさなくなったとき。

・支援金の交付の決定を取り消された場合において、既に支援金が交付されているときは、支援金を返還してください。

本要領に関するお問い合わせは

■株式会社まちづくり延岡

〒882-8686　延岡市栄町２番地１０

TEL　0982-20-5502　　FAX　0982-20-5512

別紙

延岡市中心市街地新規開業支援事業に係る審査基準

分　類	審査項目･審査基準	配点
中心市街地の賑わいの創出、活性化につながるものである	①　開業する業種（取扱商品・サービス等）が、市民、特に中心市街地関係者（居住者、来街者等）にとってニーズが高いものであるかなど、賑わい創出につながるものであるか。	２０
	②　開業する業種が、中心市街地の店舗、事業所（再開発ビル入居予定者を含む。）へのサービス、生産性の向上につながるものであるか。	２０
	③　開業後における中心市街地の商店街や再開発ビル入居者等との関わり方など、中心市街地のまちづくりへの効果が期待できるものであるか。	２５
	小計	６５
一定の収益性が見込め事業継続が可能なものであるか	⑤　開業時の自己資金、借入金の額は適正なものか。	１０
	⑥　市内全域、中心市街地におけるニーズや競合者の状況等からみて、事業の継続性や発展性は期待できるか。	１０
	⑦　開業後の売上等の見通し、経費の算定等は妥当なものか。	１５
	小計	３５
	合計	１００